

験震時報

第 78 卷 第3~4号

平成 27 年 3 月

目 次

論 文

- タンクモデルによる体積ひずみ計データの降水補正について
……………木村一洋・露木貴裕・菅沼一成・長谷川浩・見須裕美・藤田健一 93

報 文

- エアガン発振記録を用いた東南海海底地震計の設置方位推定
……………林元直樹・干場充之 159
- 2008 年 8 月及び 2009 年 2 月の浅間山の火口周辺警報発表の経緯
……………舟崎 淳・桜井鉄也・飯島 聖 169
- 浅間山における融雪型火山泥流に影響する積雪量の推定
……………大塚仁大・飯島 聖 185

気象庁

験震時報

気象庁験震時報は、全国気象官署の現職員及び、退職後、出向中の元職員（以下、気象庁職員等）が行った気象庁の地象業務に関する研究・調査、解説、その他、業務上必要な記事を掲載するものとし、原則として年1回刊行する。顕著なイベントが発生した場合には、臨時号を刊行する。

気象庁職員等が執筆した地象業務に関する論文、解説等を気象庁の発行する印刷物に投稿する場合は、原則として、験震時報に投稿することを基本とする。

1997年からのいわゆる一元化処理により、気象庁における地震火山業務は、気象庁データの処理のみならず、大学等、他機関の観測データを含め気象庁に集約された地震波形等のデータを処理している。得られた結果は、日本全国の地震火山観測データとして広く利用される。こうした実態をふまえ、験震時報には調査・研究的なものに限らず、気象庁におけるデータ処理の手法に関する業務的なことがらも、広く内外に周知する必要があると認められる場合は、これを掲載する。

掲載記事は、投稿原稿ならびに依頼原稿により構成される。投稿原稿は、気象庁職員等からの投稿によるものとする。依頼原稿は、編集委員会が必要に応じて、気象庁内の適任と思われる職員に原稿の執筆を依頼するものである。投稿原稿のうち、原則として論文と報文についての採用決定は気象庁内外の専門家の査読に基づき、編集委員会が決定する。依頼原稿については、編集委員会において採用決定する。

記事の内容は、論文、報文及び雑報とする。論文は新しい知見を含むもの、報文は論文と比較して調査・資料的傾向のあるもの、雑報には、寄書、短報、速報、討論、著者目録、正誤表を含む。平成13年度、地震火山技術通信が験震時報と統合されたが、従来、地震火山技術通信に掲載されていた原稿は、雑報（寄書または短報）として掲載する。掲載すべき記事は具体的には下記のとおりとする。

（験震時報に掲載する記事）

- 1) 地震火山に関する調査、研究結果の報告
- 2) 地震火山業務の解説、地震火山業務の運営方針、新規事業計画、新システムの紹介
- 3) 地震火山業務に関する国内外の動静
- 4) 地震火山業務の運営に必要な知識、技術の解説
- 5) 地震火山業務に関する主要な変革についての正確な記録
- 6) 顕著な地震、火山噴火についての調査結果の報告
- 7) 臨時に実施された観測に関する報告

投稿規程

1. 原稿は未発表のものであること。また他誌に掲載したものの続編形式とはしない。
2. 原稿は投稿規程と投稿の手引き及び別途配布するテンプレートファイル（MS-Word）に従って作成する。これらに添わぬ原稿は、査読を行う前に、体裁を整えるよう勧告し返却することがある。
3. 原稿の本文は和文とし、表題は和文と英文で書く。
4. 論文は英文アブストラクトをつける。また、原則として、図・表等の表題・説明文は英文で書く。共に英文添削のための和訳を添付する。
5. 寄稿者は、テンプレートファイル（MS-Word）にならって原稿を作成し、原稿の種類（論文、報文、雑報の区別）を付して、編集責任者に提出する。MS-Wordを用いない場合は、編集責任者と協議する。
6. 校正は、著者が自らの責任で初校を行い、再校以降は原則として編集担当官に一任する。校正段階で、文章その他の変更は原則として認めない。
7. 原稿は、原則として内容別に受理された順に掲載される。
8. 投稿原稿の枚数制限は当分の間とくに行わない。ただし、データ部分が膨大な場合やデータファイル自体が成果物である場合などは、付属CDへの掲載希望を付して編集責任者へ提出する。
9. 原稿が査読結果と共に著者に返されてから6ヶ月以内に改訂原稿が送られてこない場合は取り下げられたものとする。
10. 著者には別刷り50部を無料で贈呈し、それ以上は著者の負担とする。
11. 原稿送付先は、地震火山部地震予知情報課「験震時報」編集担当官とする。

編集規定

1. 編集担当官は、原稿を受け付けた日付「受付日」と採用した日付「受理日」を記録する。
2. 投稿された原稿は、気象庁職員及び退職者の適任者に査読を依頼する。
3. 編集担当官は、原稿の内容及び表現の変更を勧告することができる。
4. 編集担当官は、字句の修正、不備な図や写真の修整を求めることができる。
5. 編集担当官は、投稿の手引きに添わぬ部分を、著者の承諾なしに投稿の手引きに添うように直すことができる。
6. 編集担当官は、原稿の内容が明らかに不適切と判断される場合は、査読者と相談のうえ、著者に理由を明示した上で掲載を拒否することができる。

本誌に掲載された論文等の著作権は気象庁に帰属する。本誌に掲載された論文等を複製、転載、翻訳、その他に利用するときは気象庁の承諾を得なければならない。ただし、引用の場合は出所を明らかにすればその必要はない。